

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道上川郡下川町

2 構造改革特別区域の名称

もり
森林と人が輝くまち下川町福祉に優しい移送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道上川郡下川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

下川町は、明治34年岐阜県から25戸の入植者により開拓が始まり、大正6年のサンル金鉱の発見、大正8年の国鉄名寄本線の開通により大きく発展し、大正13年に名寄町から分村し、下川村が誕生しました。

昭和24年の町制施行後、三菱金属鉱業(株)の鉱山が活況を呈し、農林業と鉱業の町として発展し、広範な生活環境の整備が進みました。

しかし、日本経済の高度成長に伴う若者の流出や下川鉱山の休山、JR名寄本線の廃止などにより過疎化が進みました。

まちづくりの特徴としては、昭和56年度から全国の都市住民を対象に「ふるさと運動」が始められ、都市住民との交流を促進するさまざま取り組みや、町民が手づくりにより築城した「万里長城」、冬の寒さを楽しみに変えた「アイスキャンドル」など多彩なアイデアによるまちづくりが官民一体となって進められています。

また、町の9割が森林で覆われ、恵まれた森林資源と豊かな美しい自然が残され、その中で町有林面積4,490haを有し、自然環境の保全等公益的機能との調整を図りながら、循環型資源造成のため森林施業を推進しており、「自然と産業が循環し、健やかで活力ある町」を基本理念に「森林と人が輝くまち・しもかわ」を将来像とし、新しいまちづくりを進めています。

本町の地勢は、北海道北部の上川支庁管内の北東部に位置し、東西約20km、南北約31kmに及び644.20km²の広大な面積を有しており、主要な交通状況は路線バスしかなく、国道239号線を名士バスが名寄市～下川町～興部町を1日14往復していますが、朝夕の通勤通学時間帯を除くと概ね1時間に1便の運行で、日

常の足としては十分でなく、山間地域でもあり、町民の多くは移動手段を自家用車に頼っている状況にあります。自家用車を所有していない移動制約者も多く、移動制約者に対する支援策が急務であります。

町の人口は、昭和35年の15,555人をピークに年々減少を続けており、現在は4,080人（平成17年9月30日現在）で、65歳以上の高齢者は1,382人に上り高齢化率33.9%と非常に高く、さらに、ひとり暮らし高齢者は279人、高齢夫婦世帯が285世帯となっており、高齢者人口の61.4%が高齢者のみの世帯構成となっています。加えて身体障害者302人、知的障害者62人、精神障害者49人の方が生活しています。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける者は増嵩傾向にあります。

(1) 身体機能の低下や障害により単独での移動が困難な移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

下川町の要介護（要支援）認定者は247人、このうち128人が居宅介護サービスを利用しています。高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となりますが、サービス利用者のお大半を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両を必要とする状況にはありません。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年9月30日現在） 単位 人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	70	58	34	32	26	23	243
65～74歳	7	6	2	9	4	3	31
75歳以上	63	52	32	23	22	20	212
第2号被保険者	1	2	0	1	0	0	4
総数	71	60	34	33	26	23	247

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成17年9月30日現在） 単位 人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	51	40	17	9	6	2	125
第2号被保険者	1	2	0	0	0	0	3
総数	52	42	17	9	6	2	128
再掲	120(93.8%)			8(6.2%)			100%

身体障害者

身体障害者手帳を受けている方は302人であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は166人、視覚障害者は13人います。バス等の公共交通機関は福祉対応型車両となっていないことから、移動制約者の多くは単独での利用は困難であり、通院等に家族の協力を得て自家用車を利用せざるを得ない状況にあります。移送サービスの希望は多く、1級の肢体不自由障害者については福祉車両が必要となりますが、軽度の者及び視覚障害者については、セダン型車両の導入による体制の整備が求められています。

身体障害者手帳交付状況（平成17年9月30日現在） 単位 人

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	21	9	5	25	1	61
2級	35	0	20	2	0	57
3級	31	1	12	13	0	57
4級	47	2	6	18	6	79
5級	24	1	0	0	0	25
6級	8	0	15	0	0	23
計	166	13	58	58	7	302

18歳以上（18歳未満の肢体不自由障害者はなし）

知的障害者

町が直営で運営している知的障害者更生施設に49人が入所しており、グループホームで5人が生活をしており、知的障害者の自立支援や就労体験を通じ施設入所から地域での生活へ移行する取り組みをしています。

知的障害者ホームヘルプサービスを利用できる在宅の知的障害者は13人いますが、交通法規の理解、安全確認等が的確にできない者が多く、介護者や環境変化によりパニックに陥る方も多くいます。知的障害者の多くは公共交通機関の利用は単独では困難であり、通院等の移送についても、できるだけ環境を変えずに普段のサービスと同じ介護者が有効です。身体の障害を併せ持つ者については、福祉車両が必要ですが、身体に障害のない知的障害者については、気心の知れたホームヘルパーの運転するセダン型車両の導入による体制の整備が求められています。

居住区分別知的障害者数 (平成17年9月30日現在) 単位 人

区 分	施設数	障害区分別入居者数				ヘルパー対象者
		重 度	中 度	軽 度	計	(再掲)
入所更生施設	1	42	7		49	
グループホーム	1		5		5	5
在 宅	(8)		8		8	8
合 計	2	42	20		62	13

精神障害者支援

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は49人(平成17年9月30日現在)で、引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に外に出ることが必要であったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用が困難な場合が多くあります。身体に障害のない者が大半であり、福祉車両を使用する必要はありませんが、中には在宅の精神障害者の介護者も高齢化している状況もあり、今後はホームヘルプサービスによる移送が必要となるケースが増えることが予測されることから、NPO等が実施する福祉輸送においてセダン型車両の導入による体制の整備が求められています。

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

(株)名士バスが、名寄市～下川町～興部町間を1日14往復しています。朝夕の通勤通学時間帯を除くと概ね1時間に1便の運行ですが、赤字路線であることから町がバス事業者に補助を行いながら住民の生活路線を支えている状況にあり

ます。

また、町として65歳以上の高齢者を対象に通院の際の町内路線バス料金の半額を助成する「高齢者医療通院費助成事業」を実施し外出支援を行っていますが、対象者の増加等に伴い、対象年齢の引き上げ等事業見直しを進めています。

現在運行されている車両については、リフトやノンステップなどの装備のないバスが使用されており、停留所を含めて移動制約者に対応できていないため、重度の者はバスを利用することはできず、軽度の者であっても単独で利用することは困難な状況にあります。

町営バス

町内温泉等の利用のため、町営バスを1日5便循環させており、65歳以上の高齢者と身体、知的障害者を対象に入湯の際の町営バス料金の半額を助成する「高齢者等福祉入湯用交通費助成事業」を実施し外出支援を行っていますが、「高齢者医療通院費助成事業」と合わせ、対象年齢の引き上げ、利用回数の制限等事業見直しを進めています。

また、現在運行されている車両については、リフトやノンステップなどの装備のないバスが使用されており、停留所を含めて移動制約者に対応できていないため、重度の者はバスを利用することはできず、軽度の者であっても単独で利用することは困難な状況にあります。

ハイヤー事業者

町内には、(株)下川ハイヤーが3台の車両により営業しています。

公共交通機関は車両の課題があり移動制約者には重要な交通手段の一つとなっています。町としても在宅の重度障害者を対象とした「重度障害者(児)ハイヤー料金助成事業」を実施し、1人につき年24回(初乗料金分)の助成と「機能訓練事業」でのハイヤー料金助成を行っています。

しかし、下川町内は広範囲であり、移動制約者も増加傾向にあることから、町内全域の移動制約者全ての需要をカバーできる状態にはありません。

(3) 福祉輸送の実績事業者

介護保険制度施行後も民間事業者の参入は見られず、町内の訪問介護事業所は社会福祉法人のみであり、町の委託を受けて福祉車両による外出支援サービスを実施していますが、今後、セダン型車両の導入により移動制約者に対する移動支

援の拡充が求められています。

5 構造改革特別区域計画の意義

町内及び近隣市町村間の移動手段として、路線バス等が運行されているものの便数が少ないことや乗降場所が国道に限られていることなどから、利用者にとって十分な利便性が確保されているとはいえ、移送サービスは、移動制約者にとって地域で生活していく上で生命線というべきものであります。

福祉車両による有償ボランティア輸送は、車椅子等を常用されている方の移動手段としては有効ですが、要介護認定を受けた方の大部分や知的障害者、精神障害者、視覚障害者に対する移動支援には一般乗用車両でのサービス提供が十分可能であります。台数の限られた福祉車両ではなく、セダン型等の一般乗用車両を使用することにより多くの移動制約者に対する移送サービスの提供が可能となり、高齢者及び障害者が住み慣れた地域での在宅生活を続けることが容易となり、地域福祉の充実を推進していくことができます。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の適用によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担軽減が図られます。また、既存の社会福祉法人のみならずボランティア団体の活動の活性化を促すことができます。

これにより、本町の町政運営の指針となる第4期下川町総合計画の保健福祉の基本目標である「健やかで夢を持つ人のいるまち」の施策の柱である、住み慣れた地域で明るくいきいきと生活ができる社会づくりを目指す「健やかで心かよう健康福祉づくり」の実現を目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年9月の介護保険による訪問介護の利用者61人中、通院の支援を受けた方は35人となっています。また、障害者において、人工透析等を必要とする内部障害者も4人となっています。今回申請するNPO等による福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行うことによって、これらの移動制約者の通院支援を安定してサービス提供することができ、町立下川病院への通院回数の増加や名寄市の専門性の高い病院への通院の増加などが見込まれます。

また、移動制約者が冬期間移動中に転倒や交通事故に遭遇するリスクを軽減する

ことができ、安全・安心な移動手段を確保できるとともに、外出機会の増加により活動範囲を拡大でき、自立した生活の維持や生きがい活動が推進され、介護予防の効果も期待できます。

また、家族の介護負担の軽減により時間的余裕が生まれ、介護者の就労機会の促進が図られ、地域社会における雇用の促進、労働環境改善、産業の振興に貢献するものであります。

8 特定事業の名称

NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業 1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

- ・ 対象者～在宅の65歳以上の高齢者で単身又は高齢者のみの世帯員で、老衰、心身の障害、傷病等により通常の交通手段では外出が困難な寝たきり状態または車椅子利用者
- ・ 内容～居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する施設及び最寄の医療機関までの移送
- ・ 利用料～無料
- ・ 車両～福祉車両
- ・ 平成16年度利用者～34人 延べ619回利用

(2) 高齢者医療通院費助成事業

- ・ 対象者～在宅の65歳以上(平成24年度から70歳以上でそれまでの期間は経過措置で2年に1歳引上げ)の高齢者
- ・ 内容～町内の医療機関に通院するための営業バス料金を助成
- ・ 利用料～バス料金の半額
- ・ 車両～路線バス車両(名士バス)
- ・ 平成16年度利用者～8人 延べ186回利用

(3) 高齢者等福祉入湯用交通費助成事業

- ・ 対象者～在宅の65歳以上（平成24年度から70歳以上でそれまでの期間は経過措置で2年に1歳引上げ）の高齢者及び身体、知的障害者
- ・ 内 容～町の温泉に入湯するための営業バス又は町営バス料金を助成
- ・ 利用料～バス料金の半額
- ・ 車 両～路線バス車両（名士バス及び町営バス）
- ・ 平成16年度利用者～40人 延べ729回利用

(4) 重度障害者（児）ハイヤー料金助成事業

- ・ 対象者～在宅の1、2級の身体障害者及び療育手帳A判定を受けている者
- ・ 内 容～ハイヤー利用券を年24回分交付（1枚当りの料金はハイヤーの初乗料金）
- ・ 利用料～利用1回当り初乗料金を超えた金額を自己負担
- ・ 車 両～ハイヤー事業者車両
- ・ 平成16年度利用者～42人 延べ750回利用

別紙

構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

番号 1206(1216)

名称 NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の
拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、構造改革特別区域内で活動する社会福祉法人、
NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

下川町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地または到着地が下川町

(3) 事業により実現される行為

(1)の事業主体がセダン型等の車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている方や高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されており、車椅子等を使用しない軽度の移動制

約者の増加に対する移送サービスが十分に提供できていない状況にある。そこで、使用車両をNPO等が所有するセダン型等の一般自家用車まで運用の拡大を行うことによって、高齢者及び障害者の通院等が希望する日に対応できるよう改善していく。

(2) 下川町福祉有償運送等運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関等による下川町福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。運営協議会の事務局は、下川町保健福祉課に置く。

運営協議会は、下川町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・ 下川町長が指名する職員
- ・ 旭川運輸支局長が指名する職員
- ・ 下川町社会福祉審議会会長
- ・ 下川町公区長連絡協議会会長
- ・ 株式会社下川ハイヤー代表
- ・ 下川町社会福祉協議会会長
- ・ リハビリ友の会会長

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運営主体

下川町内で活動する社会福祉法人、NPO法人(保健、医療または福祉の増進を図ることを活動を行うことを主たる目的とするものに限る。)医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者とする。

- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」で単独では公共交通機関を利用することが

困難な者

- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」で単独では公共交通機関を利用することが困難な者
- ・ その他肢体不自由者、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

（4）使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を追うことが明確化されていること
- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・ 利用者等に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

（5）運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項

について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・ 北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識または経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両すべてについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他安全の確保に関する体制が整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。